

親権・監護権に関するハワイ州（米国）法令の調査報告書

概説

立石直子（岐阜大学）・木村義和（愛知大学）¹

2019年9月

1) ハワイ州の司法制度と家族法

ハワイ州は、1959年にアメリカ合衆国の50番目の州となった。ハワイ諸島は、8つの主要な島々からなるハワイ諸島と、北西ハワイ諸島によって構成されている。州都はオアフ島にあるホノルル市である。人口は、2018年現在約142.0万人であり、そのうち約98万8千人がホノルル市に住んでいる。人種の構成は、白人系約36.3万人、アフリカ系約3.1万人、先住民のネイティブ・ハワイアンや他の太平洋諸島に由来する人々が約14.4万人、アジア系は約53.4万人となっている²。自らの2つ、あるいはそれ以上の人種に由来すると答える人が約34.0万人となっており、ハワイ州全体の人口の23.9%を占める。アジア系の人口比率が高く、アメリカ合衆国のなかで唯一白人系以外の人口の多い州である。日系人の人口も約二割を占め、ハワイ州はアメリカ合衆国のなかでも日本との関係が深い州であるといえる。1885年にはハワイ王朝と明治政府の間で日布修好通商条約が締結され、日本からの移民が公式に許可された歴史がある。この官約移民が廃止される1894年までの間に、日本からの移民は約3万人にのぼった。その後も私的な移民が続き、ハワイ州で1924年に移民法（Immigration Act of 1924）が制定されアジア系移民が認められなくなるまでの間に、日本からの移民は約20万人あったとされる。1952年には、日系一世および他のアジア系移民に米国籍が認められ、現在も日本からハワイへの移住者は多く、2018年には日系移民150年の年を迎えている。

ハワイ州の司法制度³として、アメリカ合衆国における他州と同様に、連邦裁判所と州裁判所が存在する。連邦裁判所としては第9巡回区に属している。州の裁判管轄区は、第1巡回区（オアフ島）、第2巡回区（マウイ島）、第3巡回区（ハワイ島）、第4巡回区（カウアイ島）に分かれる。また、州裁判所には、最高裁判所（Supreme Court）、中間上訴裁判所（Intermediate Court of Appeals）、土地・租税上訴裁判所（Land and Tax Appeal Courts）、巡回裁判所（Circuit Courts）、家庭裁判所（Family Courts）、地方裁判所（District Courts）がある。ハワイ州の家庭裁判所は1965年に設立され、子どもの事案、離婚や婚姻など家族関係、家庭内暴力の事案、その他の事案、と4つの部門に分かれている。その理念として、公正さと迅速さ、また経済的でアクセスしやすいことが謳われている。

アメリカ合衆国においては、家族に関する事項は基本的には州法の管轄する領域である。ハワ

¹ 本調査においては、ハワイ州ホノルル市の宮本直子弁護士（Kleintop & Luria, LLP）から、ハワイ州の離婚手続に関して、実務的な点について貴重なヒアリングさせていただき協力を賜った。

² U.S. Census Bureau の2018年データによる。それぞれの人種の構成は、自らの人種について「単一（race alone）」と答えた人の割合を示している。

³ ハワイ州の司法制度について比較的新しい資料として、伊藤博文「〈資料〉ハワイ州の司法制度について」（愛知大学法学部法経論集第201号、159-188頁、2014）がある。

イ州法 Hawai'i Revised Statutes (HRS) は五つの部 (Division) から構成されるが、家族法は、第三部「PROPERTY; FAMILY (財産 ; 家族)」の第 31 編「FAMILY (家族)」に置かれる。第 31 編には、第 571 章「Family Courts (家庭裁判所)」以下、第 588 章「Children's Justice Program (子どもの司法プログラム)」までの全 32 章が規定されている (廃止のものを含む)。第 31 編の構成は以下のとおりである。なお、子の監護権や監護権に関する法的紛争の手続については、主に、第 571 章「家庭裁判所」の第 5 節「訴訟手続と判決」において規定されている。

TITLE 31. FAMILY

第 31 編 家族

Chapter 571 Family Courts

第 571 章 家庭裁判所

Chapter 571D Juvenile Justice Interagency Board--Repealed (廃止)

Chapter 572 Marriage

第 572 章 婚姻

Chapter 572B Civil Unions

第 572B 章 シビル・ユニオン

Chapter 572C Reciprocal Beneficiaries⁴

第 572C 章 互恵的受益者

Chapter 572D Uniform Premarital Agreement Act

第 572D 章 統一婚姻前契約法

Chapter 573 Married Women—Repealed (廃止)

Chapter 574 Names

第 574 章 氏名

Chapter 575 Uniform Desertion and Nonsupport Act (Modified)

第 575 章 統一遺棄及び扶養義務の不履行に関する法律 (修正)

Chapter 576 Uniform Reciprocal Enforcement of Support Act--Repealed (廃止)

Chapter 576B Uniform Interstate Family Support Act

第 576 条 B 統一州際家族扶養法

Chapter 576D Child Support Enforcement

第 576 章 D 養育費の執行

Chapter 576E Administrative Process for Child Support Enforcement

第 576E 養育費の執行に関する行政手続

Chapter 577 Children

第 577 章 子ども

Chapter 577A Legal Capacity of Minor Regarding Medical Care

⁴ 法律上の夫婦のみが持つ権利や利益について、法的に婚姻が禁じられている関係に拡大するための章である。

第 577A 章 医療に関する未成年者の行為能力
Chapter 577D Primary Medical Care for Minors Without Support
第 577D 章 扶養を受けない未成年者に対する優先的な医療
Chapter 577E Commission on Fatherhood
第 577E 章 父性に関する委員会
Chapter 578 Adoption
第 578 章 養子
Chapter 579 Illegitimates: Paternity Proceedings--Repealed (廃止)
Chapter 580 Annulment, Divorce, and Separation
第 580 章 婚姻の無効、離婚及び別居
Chapter 581 Office of Children and Youth--Repealed (廃止)
Chapter 582 Interstate Compact on Juveniles
第 582 章 少年に関する州際協約
Chapter 582D Interstate Compact for Juveniles
第 582D 章 少年のための州際協約
Chapter 583 Uniform Child Custody Jurisdiction Act--Repealed (廃止)
Chapter 583A Uniform Child-Custody Jurisdiction and Enforcement Act
第 583 章 A 子の監護権における管轄と執行に関する統一法
Chapter 584 Uniform Parentage Act
第 584 章 統一親子関係法
Chapter 585 Ex Parte Temporary Restraining Orders--Repealed (廃止)
Chapter 586 Domestic Abuse Protective Orders
第 586 章 家族内暴力に関する保護命令
Chapter 587 Child Protective Act--Repealed (廃止)
Chapter 587A Child Protective Act
第 587 章 A 児童保護法
Chapter 587D Safe Place for Newborns⁵
第 587 章 D 新生児に対する安全な場所
Chapter 588 Children's Justice Program
第 588 章 子どもの司法プログラム

2) ハワイ州の離婚制度

離婚については、ハワイ州法 (HRS) の第 580 章の第 580-41 条から第 580-56 条にわたって定められている。第 580-41 条では、離婚について以下のように規定される。

⁵ アメリカ合衆国における匿名で新生児を引き渡すことを認める制度 (これを定めた各州の法は Safe Haven Laws と呼ばれる) に関するハワイ州法である (2007 年制定)。

【§580-41 Divorce.】 The family court shall decree a divorce from the bond of matrimony upon the application of either party when the court finds:

- (1) The marriage is irretrievably broken;
- (2) The parties have lived separate and apart under a decree of separation from bed and board entered by any court of competent jurisdiction, the term of separation has expired, and no reconciliation has been effected;
- (3) The parties have lived separate and apart for a period of two years or more under a decree of separate maintenance entered by any court of competent jurisdiction, and no reconciliation has been effected; or
- (4) The parties have lived separate and apart for a continuous period of two years or more immediately preceding the application, there is no reasonable likelihood that cohabitation will be resumed, and the court is satisfied that, in the particular circumstances of the case, it would not be harsh and oppressive to the defendant or contrary to the public interest to a divorce on this ground on the complaint of the plaintiff.

【第 580—41 条 離婚】

家庭裁判所は、当事者の一方の申立てにもとづき、以下のいずれかの事実を認めるときは離婚の判決を下すものとする。

- (1) 婚姻が修復できないほどに破綻している場合
- (2) 当事者が管轄を有する裁判所により下された別居判決のもとで、別居にて生活し、別居期間が過ぎ、かつ、和解していない場合
- (3) 当事者が管轄を有する裁判所により下された別居手当に関する判決のもとで、2 年以上別居して生活し、かつ、和解していない場合
- (4) 当事者が離婚の申立てに先立ち連続する 2 年以上別居して生活し、同居が再開される合理的な可能性がないこと、かつ裁判所が、個別の状況の下、原告の申立てによる当該理由による離婚が、被告にとって苛酷また抑圧的でなく、公益にも反しないと認めた場合

このように、ハワイ州における離婚は無責主義にもとづく離婚である。離婚原因としての有責性は問われず、配偶者の一方の申出により成立する。したがって、家庭裁判所において裁判離婚 (contested divorce) の形で離婚が争われるのは、財産分与や子どもをめぐる監護権や面会などに関してであり、その意味では家庭裁判所は離婚の条件についての争いを解決しているとも言えよう。双方が離婚について合意し、条件について折り合っている場合には、協議離婚 (uncontested divorce) をすることもできる。ただし、協議離婚の場合においても、双方が合意しておくべき内容は多く、夫婦の財産、養育費、監護権、面会などについて詳細に記載する「合意書」の作成が必要となる。なお、ハワイ州で離婚を申請するためには、ハワイ州に 6 か月以上継続して居住することが条件である。

- 3) ハワイ州における離婚後の監護権について
- ア) 離婚後の監護権 (custody) について

ハワイ州における離婚後の監護権が問題となる場合には、裁判所命令によって決定される。したがって、監護権については、第 571 章家庭裁判所の章で詳細に定められている。監護権のあり方として、父母共同で監護権を有する形態 (joint custody) と単独で監護権を有する形態 (sole custody) がある。また、監護権は、法的監護権 (legal custody) と身上監護権 (physical custody) に分かれる。法的監護権は、医療や学校、子どもの居所など重要な決定をする権限を持つことを意味する監護権であり、通例、離婚後も父母がともに有することが多い。第 571-2 条「定義」において本章で使用される用語の定義が定められているが、“legal custody”については、以下のよう

【§571-2 Definitions.】

"Legal custody" means the relationship created by the court's decree which imposes on the custodian the responsibility of physical possession of the minor and the duty to protect, train, and discipline the minor and to provide the minor with food, shelter, education, and ordinary medical care, all subject to residual parental rights and responsibilities and the rights and responsibilities of any legally appointed guardian of the person.

【第 571-2 条 用語の定義】

「法的監護権」とは、裁判所の判決により形成される関係を意味する。その関係とは、監護者に、未成年者の身体の占有に関する責任と、未成年者を保護し、教育し、またしつけを行い、食住、教育、日常の医療を与える義務を課すものであり、それらは、残存する親の権利と責務⁶、及び法的に選任された後見人の権利と責任に従う。

身上監護権 (physical custody) は、現実的に子と同居したり一緒に過ごすことを意味している。身上監護権を父母が共同で有する場合には、時間的な割合として父母双方と過ごす子どもの時間が 50%・50%に近い形が目指されるが、これに拘束されるわけではない。父母双方が法的監護権および身上監護権の付与を希望する場合は、監護権の付与に問題がない親であれば通例これがとりあえず認められ、そのうえで居住環境や父母および子の生活実態に合わせて、それぞれの親が子と共に過ごす時間や割合について決めていくこともできる。

なお、離婚をする夫婦に子どもがある場合には、キッズファーストプログラム (KIDS FIRST PROGRAM) への参加が義務付けられている。このプログラムは、親に対しては、親の離婚や別居が子どもにもたらす影響を理解できるように、また子どもに対しては、子ども自身が家族の変化に対応できるよう手助けをするためのものである。協議離婚の場合だけでなく、裁判所を通じた離婚の場合にも受講が必要で、シビル・ユニオンのケースでも同様である。このプログラムに参加が認められるのは、6 歳から 17 歳の子ども、離婚当事者である父母、離婚に関わる継親である。例えばハワイ州の人口の約 70%を占めるオアフ島では、このプログラムは水曜の 17:30~19:30 に開催されている。父母は同日に参加する必要はなく、別の日程での参加が可能である。

⁶ 同条によると、「残存する親の権利と責務 (Residual parental rights and responsibilities)」とは、法的な監護権あるいは後見を委譲した後になお親に残される権利と責務を意味する。これは、たとえば、面会や養子縁組や婚姻への同意の権利、養育費に関する責務などを意味する。

英語を話さない人への対応も無料で行われている。

イ) 面会交流 (visitation) について

単独の監護権 (sole custody) となったケースでも、監護権を持たない親には、通例、面会 (visitation) が認められる。監護権や面会についての判断の基準に関する第 571-46 条の (7) 項において、面会が子の最善の利益を害することが証明されない限り、裁判所の裁量により、父母や祖父母など、子の福祉のために必要な者に面会が認められることを定めている。DV ケースや一方親の薬物依存など、子どもに有害であるがゆえに単独の監護権 (sole custody) が命じられた場合には、面会は監督付の形でのみ認められることもある (監督付き面会交流 = supervised visitation)。実務的には、この「監督」には段階や程度があり、「監督」付となった原因について解消されていけば (例えば、DV 加害者へのプログラム受講をするなど)、「監督」の程度は緩和されていくとのことである。

ウ) 養育費について

養育費 (child support) については、父母双方の所得の状況や子の監護に必要な費用などが詳細に加味される。すべての養育費の事案は、2014 年のハワイの養育費ガイドライン (Hawai'i Child Support Guidelines) に基づいて決定される。このガイドラインの下でワークシートがあり、養育費は自動的に計算される仕組みになっている (2014 Child Support Guidelines Worksheets)。

養育費の執行については、州の機関として司法省が管轄する Hawaii Child Support Enforcement Agency (CSEA) が裁判所の命令に基づく養育費の執行をサポートしている。CSEA は、養育費の滞納がある登録口座について信用調査機関に報告することができる (ハワイ州法第 576 条 D 6、ハワイ州行政規則 Title 5-31-29 による)。また、養育費を滞納する親に対しては、運転免許証の一時停止やパスポートが失効するなどの制裁もある。支払い義務者が給与所得者である場合については、支払い義務者がハワイ州を離れていた場合でも、アメリカ合衆国に居住している限り、ソーシャルセキュリティナンバー (社会保障番号) をもとに、CSEA を通じて支払い義務者の雇用主から直接養育費を取り立てることができる。

養育費の支払い義務については監護権の有無によらない。すなわち、単独の監護権となったケースでも養育費の支払い義務がある。ただし、身上監護を共同で行う場合、実際にどのような割合で子どもと過ごすかという点が、養育費の実額の決定に影響を与えることは事実である (子どもの過ごす時間の割合が、養育費として負担する額に影響するため)。

4) DV 事案における配慮

ハワイ州においてもドメスティック・バイオレンス (DV) 問題は深刻である。離婚との関係では、まず、ハワイ州法第 580-41.5 条において、配偶者からの暴力の申立てがある離婚訴訟における配慮について定められている。この条文は、DV 関係にある夫婦の離婚事件について、原則的に調停を認めないことを定める条文であるが、同条の (c) (d) 項において、子の監護権や面会に関する問題との関係について定められている。

【§580-41.5 Battered spouses; exemption from mediation in divorce proceedings.】

(c) In a proceeding concerning the custody or visitation of a child, if a protective order is in effect, the court shall not require a party alleging family violence to participate in any component of any mediation program against the wishes of that party.

(d) In a proceeding concerning the custody or visitation of a child, if there is an allegation of family violence and a protective order is not in effect, the court may order mediation or refer either party to mediation only if:

- (1) Mediation is authorized by the victim of the alleged family violence;
- (2) Mediation is provided in a specialized manner that protects the safety of the victim by a mediator who is trained in family violence; and
- (3) The victim is permitted to have in attendance at mediation, a supporting person of the victim's choice including but not limited to an attorney or advocate. If the victim chooses to exercise such option, any other party to the mediation will be permitted to have in attendance at mediation, a supporting person of the party's choice including but not limited to an attorney or advocate.

【第 580—41. 5 条 暴力を受けた配偶者；離婚手続きにおける調停の除外】

(c) 子の監護権あるいは面会に関する手続において、保護命令が発令されている場合、裁判所は、家族内暴力（の被害）を主張する当事者に対し、その者の意思に反して、調停プログラムのいずれの内容にも参加するよう求めてはならない。

(d) 子の監護権あるいは面会に関する手続において、家族内暴力の主張があり、保護命令が発令されていない場合には、以下の条件の場合に限り、裁判所は調停を命じることや、あるいは、当事者のいずれかに対し調停に付すことができる。

(1) 調停が、家族内暴力の被害者によって認められている場合

(2) 調停が、家族内暴力の研修を受けたメディエーターによって、被害者の安全が守られる特別なやり方で行われる場合

(3) 被害者には、被害者の選んだ支援者を調停に出席させることが認められる。それは、弁護士あるいはアドヴォケーターに限定されない。被害者がそのような選択をした場合、調停に関わる他のどの当事者にも、弁護士あるいはアドヴォケーターに限らず、その者が選んだ支援者を調停に出席させることが認められる。

子の監護権や面会についても、DV の事実が考慮される。監護権や面会について詳細な規定を置く第 571 章の第 571—2 条「定義」において、“family violence” は以下のように定義されている。

【§571-2 Definitions.】

"Family violence" means the occurrence of one or more of the following acts by a family or

household member, but does not include acts of self-defense:

- (1) Attempting to cause or causing physical harm to another family or household member;
- (2) Placing a family or household member in fear of physical harm; or
- (3) Causing a family or household member to engage involuntarily in sexual activity by force, threat of force, or duress.

【第 571-2 条 用語の定義】

「家庭内暴力」とは、家族または同世帯の者による以下の行為の 1 つ以上の発生を意味するが、自己防衛のための行為は含まない。

- (1) 家族もしくは同世帯の者に対し、身体的な危害を加えようとする、あるいは危害を加えること。
- (2) 家族もしくは同世帯の者に対し、身体的な危害を受ける恐怖にさらすこと。
- (3) 家族もしくは同世帯の者に対し、暴力、暴力の恐怖、あるいは力をもって望まない性的行為に応じさせること。

監護権や面会に関する具体的な DV の考慮は、主には以下のようなものである。

- ・ 監護権の紛争における DV の考慮 (第 571-46 条 (a) (9))
 - 反証可能ではあるが、家族内暴力の加害者である親に単独の監護権、共同の法的監護権もしくは身上監護権を与えることは、子に不利益を与え、子の最善の利益にかなわないという推定が働く。
- ・ DV 事案において面会を認める条件 (第 571-46 条 (a) (10))
 - 子や被害者である親の安全や精神的な福祉のために、適切な取決めがなされたと認定された場合のみ、加害者である親にも面会が認められうる。
- ・ 監督付きの面会等 (第 571-46 条 (a) (11))
 - 面会交流に関して裁判所が命じられる内容として、安全な環境での子の受け渡し、監督付きの面会 (これに要した費用の負担を加害者に命じることもできる)、DV 加害者である親に面会交流の条件として暴力防止プログラムやカウンセリングに参加させることなど、暴力に配慮した詳細な規定がある。
- ・ DV 主張を悪用することで監護権紛争での優位性を発揮することへの警告 (第 571-46 条 (b) (16))
 - 監護権や面会における子の最善の利益の判断に関して裁判所が考慮する事項として、監護権紛争で優位性を発揮するために意図的に暴力の主張を行うことに対し、子のために他方親と協力が築けないと評価することを明記している。ただし、このような規定により被害者である親が DV 被害の主張をためらうことがないよう、配慮されている。

5) 前回調査以降の変更点 (2013 年度調査以降の改正のうち、実務的な影響を与えるもの)

離婚後の監護権の問題に関わる近年の改正動向として、以下の3点を挙げておきたい。

ア) 監護権の評価者 (custody evaluator) の専門性に関する要件

ハワイ州の家庭裁判所における離婚手続において監護権が争われるケースでは、裁判所により custody evaluator と呼ばれる監護権に関する評価者に調査や報告書を求めたり (第 571-46 条 (4))、fact finder と呼ばれる者に子どもに関する事実について証明してもらう制度がある。2013 年まで、custody evaluator に任命される者に職業上の専門性は問われなかったが、第 571-46.4 条の改正があり、custody evaluator には、心理士や子どもに関するソーシャルワーカーなど裁判所で登録された者のみが任命されるよう変更されている。

【第 571-46.1 に定められる custody evaluator の専門性】

- (1) Physician under chapter 453 and is a board certified psychiatrist or has completed a residency in psychiatry;
- (2) Psychologist under chapter 465;
- (3) Marriage and family therapist under chapter 451J; or
- (4) Clinical social worker under section 467E-7(3).

(1) 第 453 章の医師で精神科医として認定された者または精神医学の研修を終えた者

(2) 第 465 章の心理学者

(3) 第 451 章の婚姻と家族の問題に関するセラピスト

(4) 第 467E-7(3) 条の臨床を行うソーシャルワーカー

たとえば、第一巡回区であるオアフ島における監護権の評価者 (custody evaluator) としては、2019 年 9 月現在 21 人が登録されている。

イ) 監護権の変更の申立てに関する評価についての改正

2016 年 6 月 17 日の最高裁判例 (Waldecker v. O'Scanlon, 137 Hawai'i 460) により、離婚後の監護権に関する事情変更を求める際、それが裁判所によって認められるまでのプロセスにおける評価基準に変更があった。本判例は、親の引越しに伴う子どもの居所指定に関する事件であるが、最高裁は、すでに裁判所で命じられた監護権の内容の変更の可否について判断する際、これまで、ア) 変更が必要であるとされる事情、イ) 変更が子の福祉にかなうか、という二段階の評価により変更について判断してきたが、ア) についての判断は不要である旨を判示した。したがって現在は、監護権の内容に関する変更が子どもの福祉にかなうか、という点のみが評価基準となっている。

ウ) 離婚訴訟中の子の連れ出し等の禁止

2018 年のハワイ州法 (HRS) 第 580-10 条の改正により、裁判所において婚姻の一方当事者により離婚が提起されると同時に、当事者双方に対し自動的にさまざまな事項に関する禁止命令が発令されることとなった (第 580-10.5 条)。これは、離婚訴訟の係属中において、個人の財産

の売却や譲渡などを防いだり，医療保険や生命保険等の内容や契約者の変更などを禁止する内容であるが，子どもについても，裁判所の許可なく居住する島から連れ出したり，現在通う学校から除籍させることなどは禁じられる。